

平成 27 年 9 月 8 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「福岡県単位型緩和ケア研修会実施要領」の一部改正について

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

「福岡県単位型緩和ケア研修会」は、別紙 3 の「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成 20 年 4 月 1 日健発第 0401016 号厚生労働省健康局長通知)に基づいて、福岡県内のがん診療に携わる医師が緩和ケアに関する基本的な知識及び技能を習得するために実施し、もって緩和ケアに対する理解を深め、がんと診断された時からの緩和ケアが提供されるようにすることを目的とされております。

今般、本研修会実施要領の一部が改正された旨、福岡県保健医療介護部より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 改正内容は以下の通りです。
- 2) 新旧対応表につきましては別紙 1 を、改正後の実施要領につきましては別紙 2 をご参照いただきますようお願い申し上げます。

記

【改正内容】

・実施要領 4 研修対象者

ア すべてのがん診療に携わる医師、歯科医師

・実施要領 5 研修会開催期間

11 月 1 日から翌年 10 月末日

・実施要領 8 修了証書(修了証)の発行

ア 4 のアで定める医師の修了証書については、県は、標準プログラムのすべてを受講し、研修を修了したと認められる医師について、修了証書を作成し押印した上で、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に提出し、厚生労働省健康局長の押印を依頼するものとする(厚生労働省健康局長押印後、本人に修了証書、バッジを交付するものとする)。

「公印省略」

27 健 第 2642 号

平成 27 年 9 月 2 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課保健事業係)

「福岡県単位型緩和ケア研修会実施要領」の一部改正について（通知）

日頃から本県の保健医療行政の推進にあたりましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、標記要領を別添のとおり一部改正しましたので、お知らせします。



新	旧
福岡県単位型緩和ケア研修会実施要領 (1～3 略) 4 研修対象者 ア すべてのがん診療に携わる医師、<u>歯科医師</u> イ 研修会主催者及び研修会企画責任者が認めた 3 年以上がん医療に携わる医師以外の医療従事者 5 研修会開催期間 11 月 1 日から翌年<u>10</u>月末日 (6～7 略) 8 修了証書(修了証)の発行 ア 4のアで定める医師の修了証書については、県は、標準プログラムのすべてを受講し、研修を修了したと認められる医師について、修了証書を作成し押印した上で、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に提出し、厚生労働省健康局長の押印を依頼するものとする(厚生労働省健康局長押印後、本人に<u>修了証書、バッジ</u>を交付するものとする)。 イ 4のイで定める医師以外の医療従事者の修了証については、標準プログラムのすべてを受講し、研修を修了したと認められる医師以外の医療従事者について、福岡県知事名で修了証を発行する。但し、同一研修会場ですべての研修課程を修了したものについては、福岡県知事名と当該研修会主催責任者名で修了証を発行することもできる。(手続きについては、別紙2「福岡県単位型緩和ケア研修会開催の手引き」によるものとする。)	福岡県単位型緩和ケア研修会実施要領 (1～3 略) 4 研修対象者 ア すべてのがん診療に携わる医師 イ 研修会主催者及び研修会企画責任者が認めた 3 年以上がん医療に携わる医師以外の医療従事者 5 研修会開催期間 11 月 1 日から翌年 <u>8</u>月末日 (6～7 略) 8 修了証書(修了証)の発行 ア 4のアで定める医師の修了証書については、県は、標準プログラムのすべてを受講し、研修を修了したと認められる医師について、修了証書を作成し押印した上で、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に提出し、厚生労働省健康局長の押印を依頼するものとする(厚生労働省健康局長押印後、本人に交付するものとする)。 イ 4のイで定める医師以外の医療従事者の修了証については、標準プログラムのすべてを受講し、研修を修了したと認められる医師以外の医療従事者について、福岡県知事名で修了証を発行する。但し、同一研修会場ですべての研修課程を修了したものについては、福岡県知事名と当該研修会主催責任者名で修了証を発行することもできる。(手続きについては、別紙2「福岡県単位型緩和ケア研修会開催の手引き」によるものとする。)

福岡県単位型緩和ケア研修会実施要領

1 目的

福岡県単位型緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）は、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）（以下「開催指針」という。）に基づいて、福岡県内のがん診療に携わる医師が緩和ケアに関する基本的な知識及び技能を習得するために実施し、もって緩和ケアに対する理解を深め、がんと診断された時からの緩和ケアが提供されるようにすることを目的とする。

2 実施主体

ア 福岡県

イ 福岡県内のがん診療連携拠点病院、福岡県指定がん診療拠点病院及び福岡県知事が認める福岡県内の団体（以下「がん拠点病院等」という。）

3 研修会主催者

緩和ケア研修会は、がん拠点病院等が企画し主催する。

4 研修対象者

ア すべてのがん診療に携わる医師、歯科医師

イ 研修会主催者及び研修会企画責任者が認めた3年以上がん医療に携わる医師以外の医療従事者

5 研修会開催期間

11月1日から翌年10月末日

6 研修内容

研修内容は、開催指針で指された「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものとし、基本的な知識を習得するために必要な講義及びワークショップの形式の内容とする（詳細は別紙1「福岡県単位型緩和ケア研修会標準プログラム」（以下「標準プログラム」という。）のとおり）。

7 単位型研修

ア 緩和ケア研修会は、標準プログラムに準拠した単位型研修会とし、A課程とB課程の2つの課程で実施する。

イ 研修対象者は、福岡県内で実施される各研修会において、各課程を受講することにより、それぞれの研修を修了することができる。

なお、研修の修了にあたっては、同一研修会主催者において実施される研修会の A 課程及び B 課程ごとの一括受講とする。

しかし、やむを得ない場合は課程ごとに受講する分割受講も認めるものとする。その際は、A 課程修了後 1 年以内に、B 課程を受講するものとする。

ただし、課程の各研修項目の欠講は認めないものとする。

8 修了証書（修了証）の発行

ア 4 のアで定める医師の修了証書については、県は、標準プログラムのすべてを受講し、研修を修了したと認められる医師について、修了証書を作成し押印した上で、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課に提出し、厚生労働省健康局長の押印を依頼するものとする（厚生労働省健康局長押印後、本人に修了証書、バッジを交付するものとする）。

イ 4 のイで定める医師以外の医療従事者の修了証については、標準プログラムのすべてを受講し、研修を修了したと認められる医師以外の医療従事者について、福岡県知事名で修了証を発行する。但し、同一研修会場ですべての研修課程を修了したものについては、福岡県知事名と当該研修会主催責任者名で修了証を発行することもできる。（手続きについては、別紙 2「福岡県単位型緩和ケア研修会開催の手引き」によるものとする。）

9 開催に係る手続き

緩和ケア研修会の開催に係る手続きについては、別紙 2「福岡県単位型緩和ケア研修会開催の手引き」によるものとする。

10 緩和ケア研修会の新規開催に係る手続き

緩和ケア研修会を新規に開催する手続きについては、別紙 3「福岡県単位型緩和ケア研修会の新規実施に係る手続きについて」によるものとする。

附則 この要領は、平成 23 年 9 月 20 日から施行する。

附則 この要領は、平成 23 年 12 月 28 日から施行する。

附則 この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。

附則 この要領は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

[福岡県単位型緩和ケア研修会標準プログラム]

第1日目(A課程・4単位)

課程	研修項目	「緩和ケア研修会標準プログラム」で定められた内容	時間	形式
A	プレテスト	プレテスト		
	緩和ケア研修会の開催にあたって 緩和ケア概論	患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(講義)⑥	45分以上	講義
	つらさの包括的評価と症状緩和	苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について(講義)①	45分以上	講義
	がん疼痛の評価と治療	がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について(放射線療法や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点、医療用麻薬の使用上の注意点に配慮)(講義)②	90分以上	講義
	アイスブレーキング	アイスブレーキング	20分以上	
	がん疼痛事例検討	症例検討:がん疼痛に対する治療と具体的な処方(グループ演習)③ア	90分以上	グループ演習/ワークショップ
	オピオイドを開始するとき	医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(ロールプレイング)③イ	90分以上	ロールプレイ/ワークショップ

360分以上

※アイスブレーキングはつらさの包括的評価と症状緩和講義の前、あるいはがん疼痛事例検討のグループワーク事例検討の前

第2日目(B課程・4単位)

課程	研修項目	「緩和ケア研修会標準プログラム」で定められた内容	時間	形式
B	呼吸困難	疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(講義)④	45分以上	講義
	消化器症状	疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(講義)④	45分以上	講義
	精神症状(気持ちのつらさ)	不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて(講義)⑤	45分以上	講義
	精神症状(せん妄)	不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて(講義)⑤	45分以上	講義
	コミュニケーション・ロールプレイ	がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ 患者への悪い知らせの伝え方についての検討及び演習(ロールプレイング)⑧	120分以上	ロールプレイ
	コミュニケーション講義	がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ がん医療におけるコミュニケーション技術(講義)⑦	45分以上	実技研修
	療養場所の選択と地域連携	がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアについて(講義)⑨	60分以上	講義/グループ演習

405分以上

※福岡県では、開催指針に定められている学習項目から「社会的苦痛の緩和(就業や経済的負担等)」⑩ウを選択する。形式は限定されていないが、プログラム検討委員会で作成した追加スライドのうち1・2枚目を使用することは必須である。療養場所の選択と地域連携に追加。

注1:研修A課程及びB課程の両方の単位を履修することで、福岡県単位型緩和ケア研修会を修了とする。

注2:研修A課程及びB課程の各1回の開催を合わせて福岡県単位型緩和ケア研修会1回の開催とする。

注3:各研修課程に含まれる研修項目及びその内容の省略は認めることができない。

注4:A課程内、B課程内での項目の順番は変更可能であるが、課程を越えての項目の入れ替えはできない。

注5:研修内容を定める際には、適宜「アイスブレーキング」及び休憩を入れることとする。

注6:プレテスト及びアイスブレーキングは分割受講の研修者がいる場合A課程だけでなくB課程でも行うことを検討する。

別紙2

福岡県単位型緩和ケア研修会開催の手引き

本手引きは、研修会主催者が「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に従った単位型緩和ケア研修会を主催するための手順を示すもので、県への申請から開催までの大まかな流れを定め、次に緩和ケア研修会当日までの諸手続き、緩和ケア研修会修了後の報告などの必須事項を定めたものである。

1 研修会開催準備

- (1) 研修会主催者は、研修会開催の2ヵ月前までに、確認依頼書（様式1）に関係書類を添えて、福岡県知事（保健医療介護部健康増進課）に提出する。(①)
- (2) 福岡県知事は、当該研修会が開催指針に準拠していると認めた場合には、内容確認結果通知書（様式2）を研修会主催者へ通知する。(②)

実施主体	実施内容（留意事項）	関係様式等
主催者	研修会の企画	—
主催者→県	開催指針の準拠について内容確認依頼①	様式1,別添1-1,1-2,別添2
県→主催者	内容確認結果通知②	様式2

2 参加者の募集から研修会開催まで

- (1) 研修会主催者は、研修会の参加の募集を行い、医師に関しては参加予定者名簿（様式4-1）を作成し、緩和ケア研修会の2週間前までに福岡県知事（保健医療介護部健康増進課）に提出する。(③・④)

医師以外の医療従事者に関しては参加予定者名簿（様式4-2）及び修了書（様式8-2（1）または（2））を作成し、緩和ケア研修会の2週間前までに福岡県知事（保健医療介護部健康増進課）に提出する。(③・④・⑤)

実施主体	実施内容（留意事項）	関係様式等
主催者	参加者の募集	—
参加者→主催者	参加申込	様式3-1(医師)、様式3-2(医師以外の医療従事者)
主催者	参加予定者名簿等の作成③	様式4-1(医師)、様式4-2(医師以外の医療従事者)

主催者→県	参加予定者名簿等の提出④ 医師以外の医療従事者の修了証の提出⑤	様式4-1(医師)、様式3-1(写) 様式4-2(医師以外の医療従事者)及び様式8-2(1)または(2)
県→主催者	医師以外の医療従事者の修了証の交付	様式8-2(1)または(2)

なお、研修の参加予定において、例えばA課程を受講せずにB課程の受講や期間外の受講など研修を修了できない事例が生じた場合は、県が研修会主催者へ報告する。報告を受けた研修会主催者は、研修参加予定者へ研修会参加方法について情報提供する。

医師以外の医療従事者の修了証については、名簿とともに様式8-2(1)または(2)に準拠した修了証を県に提出する。様式8-2(1)または(2)は県知事印押印後、主催者へ交付し、研修会終了時に主催者が医師以外の医療従事者の研修会修了者へ交付する。

3 研修会開催後

(1) 研修会主催者は、研修会終了後2週間を経過する日までに、緩和ケア研修会実施報告書(様式5)に参加者名簿(様式6-1、様式6-2)を添えて福岡県知事へ報告する。(⑥)。医師以外の医療従事者の未交付修了証については、様式4-2の写しの備考欄に未修了と記載し、県に返却する。

(2) 福岡県知事は、研修会主催者からの研修会の実施報告及び修了状況管理簿により、研修会課程を修了したと認められる医師について、修了証書(様式8-1)を作成し、確認依頼書(様式7)に修了証書(様式8-1)を添えて厚生労働省へ提出する。その後、修了証書を研修会修了者へ交付する。(⑦・⑧・⑨)

実施主体	実施内容	関係様式等
主催者→県	研修会の実施報告⑥。 医師以外の医療従事者の修了証未交付分返却。	様式5, 様式6-1、様式6-2 様式8-2(未交付分) 様式4-2(写に未修了と記載した写)
県→厚生労働省	厚生労働省に確認依頼。 修了者の修了証書(医師)を作成後、厚生労働省に提出⑦	様式7 様式8-1(医師)
厚生労働省→県	修了証書(医師)に健康局長印を押印した上で、県に返却⑧	—
県→参加者(修了者)	修了者に修了証書(医師)を送付⑨	—

[添 付 様 式]

様式1	確認依頼書	研修会主催者→県
別添1－1 別添1－2	緩和ケア研修会の実施担当者の所属, 氏名（別添1-1）及び経歴（別添1-2）	研修会主催者→県
別添2	緩和ケア研修会進行表	研修会主催者→県
様式2	緩和ケア研修会の内容確認結果通知書 （回答）	県→研修会主催者
様式3－1	研修会参加申込書（医師）	参加者→研修会主催者 →県（写）
様式3－2	研修会参加申込書（医師以外の医療従事 者）	参加者→研修会主催者
様式4－1	研修会参加予定者名簿（医師）	研修会主催者→県
様式4－2	研修会参加予定者名簿（医師以外の医療従 事者）	研修会主催者→県
様式5	緩和ケア研修会実施報告書	研修会主催者→県
様式6－1	研修会参加者名簿（医師）	研修会主催者→県
様式6－2	研修会参加者名簿（医師以外の医療従事 者）	研修会主催者→県
様式7	修了報告書	県→国
様式8－1	修了証書（医師）	県→国→県→研修会修了者
様式8－2	修了証（医師以外の医療従事者）	研修会主催者→県→研修会主 催者→研修会修了者 （未修了者分は県へ返却）

福岡県単位型緩和ケア研修会の新規実施に係る手続きについて

1 目的

福岡県単位型緩和ケア研修会は、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）及び、「福岡県単位型緩和ケア研修会実施要領」に基づいて実施しているが、新規に福岡県単位型緩和ケア研修会を実施する場合の必要事項について定める。

2 対象

新規に福岡県単位型緩和ケア研修会の実施を希望する団体（以下、「新規緩和ケア研修実施希望団体」という。）

3 研修会開催期間

11月1日～翌年10月末日

4 スケジュール及び方法

新規緩和ケア研修実施希望団体は、下記のとおり、手続きを行うものとする。

(1) 県への事前相談

1月～2月末までに、新規緩和ケア研修会実施の希望がある旨を福岡県へ伝え、福岡県単位型緩和ケア研修会の実施に向けた説明を受ける。

(2) がん診療連携協議会研修・教育専門部会への参加

新規緩和ケア研修会実施希望団体は、標記部会にオブザーバー参加し、研修に係る情報を収集するとともに、部会より研修会の内容等の説明を受ける。

(3) 福岡県単位型緩和ケア研修会の見学

新規緩和ケア研修会実施希望団体は、緩和ケア研修会を見学する（少なくともA・B課程とも、1回以上参加する。見学を希望する場合は見学する研修会開催施設に事前に連絡を入れる。）。見学する者は、企画責任者だけでなく、協力者、その他の運営に関わるスタッフも対象とする。

(4) 実施日時の調整

福岡県単位型緩和ケア研修会は、年間（11月1日～翌年10月末）開催スケジュールの調整を、毎年5月を目途に行うため、新規緩和ケア研修会実施希望団体は、その日程調整に参加する。

別紙 3

5 部会の役割

部会は、新規緩和ケア研修会実施希望団体に、研修会の質の確保のため、必要な助言・指導を行うものとし、団体からの相談にも応じるものとする。

6 その他

その他必要事項は、別途県及びがん診療連携協議会研修・教育専門部会にて協議し、決定するものとする。

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針

健発第 0401016 号

平成 20 年 4 月 1 日

最終改正

健発 0814 第 1 号
平成 27 年 8 月 14 日

1 趣旨

本指針は、がん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月閣議決定）において、「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」ことが目標として掲げられていることを踏まえ、がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会（以下「緩和ケア研修会」という。）に関する事項を定めることにより、緩和ケア研修会の質の確保を図り、がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的とするものである。

2 緩和ケア研修会

緩和ケア研修会は、同一の研修会主催責任者により実施される同一の参加者を対象とした研修会（以下「一般型研修会」という。）又は異なる研修会主催責任者により実施される異なる参加者を対象とした単位制による研修会（以下「単位型研修会」という。）により実施されるものとする。

3 実施主体

（1）定期的開催を行う実施主体

- ①がん診療連携拠点病院
- ②特定領域がん診療連携拠点病院

（2）定期的開催が望ましい実施主体

- ①都道府県
- ②地域がん診療病院
- ③民間団体

4 研修対象者

がん診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。なお、その他の医療従事者の参加は妨げない。特に 3 の（1）の①及び②に該当する施設においては自施設のがん診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講すること。また、当該施設の病院長等の幹部も緩和ケア研修会を受講等すること。

5 緩和ケア研修会の開催指針

(1) 緩和ケア研修会の実施担当者について

次に掲げる者で構成される実施担当者が緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行うこと。

① 研修会主催責任者

研修会主催責任者は、緩和ケア研修会を主催する責任者であり、1名以上であること。ただし、②の研修会企画責任者が兼務しても差し支えないこと。

② 研修会企画責任者

研修会企画責任者は、緩和ケア研修会の企画、運営、進行及び講義等を行う責任者であり、1名以上であること。

研修会企画責任者は、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会を修了した者（以下「緩和ケア指導者研修会修了者」という。）であること。

研修会企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映するため、合同検討会議等を開催し、患者の声を積極的に取り入れ、地域のニーズを研修会の運用に役立てること。ただし、規定するプログラムの変更は行わないこと。

③ 研修会協力者

研修会協力者は、研修会主催責任者が緩和ケア研修会に協力する能力を有するものと判断した者であって、研修会企画責任者が行う企画、運営、進行及び講義等に協力する者であり、(2)の②のウの1グループ当たり1名程度以上であること。

なお、研修会協力者が(2)の③のエ及びオに関する講義を行う場合には、当該研修協力者は、国立がん研究センター主催の「精神腫瘍学の基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会を修了した者であることが望ましい。また、(2)の③のオに関する講義を行う場合には、がん告知の経験が豊富な緩和ケア指導者研修会修了者と共に行うことが望ましい。

(2) 緩和ケア研修会のプログラムについて

緩和ケア研修会の内容については、「緩和ケア研修会標準プログラム」（別添1）に準拠したものであること。

① 緩和ケア研修会の開催期間

原則として、緩和ケア研修会の開催期間は、2日以上で開催し、実質的な研修時間の合計は12時間以上であること。

② 緩和ケア研修会の形式

緩和ケア研修会は、講義形式の研修に加えて、ワークショップ形式の研修も実施し、次に掲げる要件を満たすこと。また、プレ・ポストテスト等参加者の知識を確認する内容を組み込み、プログラム評価の参考にすること。

- ア 講義の終了後は、実地に活かせる知識の習得を目的として、症例等を用いた演習と討論（以下「グループ演習」という。）を含むワークショップを行うこと。
- イ 知識や技能を効果的に修得できるよう、緩和ケア研修会の内容に応じて、ワークショップの中でグループ演習としてロールプレイングによる演習を行うこと。
- ウ ワークショップは、原則として6名から10名程度のグループに分かれ、討議及び発表が重視されるようにすること。

③ 緩和ケア研修会の内容

緩和ケア研修会は、次に掲げる内容が含まれていること

- ア 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について
- イ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）
- ウ 呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケア
- エ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケア
- オ がん緩和ケアにおけるコミュニケーション
- カ がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明について
- キ 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて
- ク がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について

6 緩和ケア研修会の修了証書

(1) 修了証書の交付について

緩和ケア研修会を修了した医師・歯科医師（以下「緩和ケア研修修了医」という。）に対して、様式1に準拠した修了証書及び修了者バッジを交付すること。

(2) 修了証書の発行手順等について

① 一般型研修会を実施する場合

- ア 研修会主催責任者は、一般型研修会開催の2か月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。
- イ 都道府県がん対策担当課は、当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、緩和ケア研修会の1か月前までに関係書類を厚生労働省健康局がん対策・健康増進課（以下「がん対策・健康増進課」という。）まで提出すること。
- ウ 当該緩和ケア研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠したものであるとがん対策・健康増進課が確認した場合には、その旨を当該都道府県に連絡すること。
- エ 研修会主催責任者は、緩和ケア研修会の終了後速やかに、少なくとも次に掲げ

る項目を含む一般型緩和ケア研修会報告書を作成するとともに、様式1に準拠した修了証書に、参加者の氏名、緩和ケア研修会の名称等を記載し、研修会主催責任者の印を押印した上で、それぞれ都道府県がん対策担当課を通じて、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で研修会主催責任者に返却するものであること。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。

- (ア) 一般型緩和ケア研修会の名称
- (イ) 主催者、共催者、後援者等の名称
- (ウ) 開催日及び開催地
- (エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- (オ) 修了者の人数、氏名及び所属・所属科（氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。）
- (カ) 一般型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容

② 単位型研修会を実施する場合

ア 都道府県は、単位型研修会の実施に当たっては、単位型研修会のプログラムの組み合わせや単位の割付、単位型研修会の開催スケジュール等に関する案を作成し、がん対策・健康増進課まで提出の上、「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠しているか確認を得ること。

イ 研修会主催責任者は、単位型研修会開催の2か月前までに、様式3の確認依頼書に係る書類を添えて、都道府県がん対策担当課まで提出すること。

ウ 都道府県がん対策担当課は、当該単位型研修会が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠していると認める場合には、その旨を研修会主催責任者に連絡すること。

エ 都道府県知事が「緩和ケア研修会標準プログラム」に定める全ての単位を修了したと認めた医師については、様式4に準拠した修了報告書に係る書類を添えるとともに、様式1に準拠した修了証書に、当該医師の氏名等を記載し、都道府県知事の印を押印した上で、がん対策・健康増進課まで提出すること。提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で都道府県に返却するものであること。なお、修了者バッジについては、原則として修了証書を返却する際に交付するものとする。

オ 都道府県がん対策担当課は、定期的に、少なくとも次に掲げる項目を含む単位型緩和ケア研修会報告書を作成し、修了者の人数と併せて、がん対策・健康増進課まで報告すること。

- (ア) 単位型緩和ケア研修会の名称
- (イ) 主催者、共催者、後援者等の名称
- (ウ) 開催日及び開催地
- (エ) 研修会主催責任者、研修会企画責任者、研修会協力者の氏名及び所属
- (オ) 各単位型緩和ケア研修会の参加者の人数、氏名及び所属

- (カ) 全ての単位を修了したと認めた医師の人数、氏名及び所属・所属科（氏名及び所属・所属科を公開することについての本人の同意の可否を含む。）
- (キ) 単位型緩和ケア研修会における合同検討会議等の開催状況及び内容

7 その他

(1) 緩和ケア研修会への参加機会の確保等

都道府県は、厚生労働省が別途定めるがん対策推進特別事業実施要綱に基づくがん対策推進特別事業を活用し、緩和ケア研修会を実施するとともに、厚生労働省が別途定めるがん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱に基づくがん診療連携拠点病院機能強化事業を活用し、がん診療連携拠点病院が実施主体の緩和ケア研修会の開催を促進するほか、民間団体が実施主体の緩和ケア研修会を支援することにより、がん診療に携わる医師の緩和ケア研修会への参加機会を確保すること。また、当該都道府県において開催される緩和ケア研修会について、広報等により、がん診療に携わる医師に広く周知されるように努めること。

(2) 緩和ケア研修会の開催の促進

- ① 都道府県は、当該都道府県における緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう、研修会企画責任者又は研修会協力者の候補者リストを作成し、3に定める実施主体等に情報提供すること。
- ② 都道府県は、研修会企画責任者を育成するため、国立がん研究センター主催の「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会」又は厚生労働省委託事業である緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会に、がん診療連携拠点病院等において緩和ケアに携わる医師が参加できるように努めること。

(3) 実績報告

都道府県は、がん対策・健康増進課の求めに応じて、当該都道府県において開催された都道府県、がん診療連携拠点病院及び民間団体が実施主体の一般型緩和ケア研修会及び単位型緩和ケア研修会の修了者数その他の実績をがん対策・健康増進課に報告すること。

(4) 緩和ケア研修の継続

緩和ケア研修修了医は、緩和ケアをめぐる状況の変化を踏まえ、緩和ケアに関する基本的な知識を継続的に習得していくこと。

第 号

修了証書

(参加者の氏名)

あなたは、(緩和ケア研修会の名称) を修了したことを証します

平成 年 月 日

(主催者名) 印

(緩和ケア研修会の名称) 主催者殿

本研修会は「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」

(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)

にのっとりたものであると認めます

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 (健康局長名) 印

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、一般型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称：
- 2 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 3 開催日及び開催地
 - (1) 開催日： 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 4 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数： 名
 - (2) 研修会企画責任者数： 名
 - (3) 研修会協力者数： 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり
- 5 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数： 名程度
から 名程度まで
- 6 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり

平成 年 月 日

(都道府県知事) 殿

(主催者名) 印

確認依頼書

下記の緩和ケア研修会について、単位型研修会として、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)に準拠した内容であることの確認を依頼します。なお、下記に記載された以外の点については、同指針に準拠した内容であることを主催者が確認しています。

記

- 1 緩和ケア研修会の名称：
- 2 緩和ケア研修会の内容：
- 3 主催者等
 - (1) 主催者：
 - (2) 共催者、後援者等：
- 4 開催日及び開催地
 - (1) 開催日： 平成 年 月 日
(実質的な研修時間： 時間)
 - (2) 開催地： 都道府県 市
- 5 緩和ケア研修会の実施担当者
 - (1) 研修会主催責任者数： 名
 - (2) 研修会企画責任者数： 名
 - (3) 研修会協力者数： 名
 - (4) 緩和ケア研修会の実施担当者の所属、氏名及び経歴：別添1のとおり
- 6 参加者
 - (1) 予定参加者数： 名
 - (2) 参加者の要件：
 - (3) ワークショップ及びグループ演習におけるグループごとの人数： 名程度
から 名程度まで
- 7 緩和ケア研修会進行表：別添2のとおり

平成 年 月 日

厚生労働省健康局長 殿

(都道府県知事) 印

修了報告書

下記の医師について、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会（単位型研修会）を修了したことを報告します。

記

緩和ケア研修会修了者について

- (1) 修了者数： 名
- (2) 修了者の所属・所属科及び氏名：別添1のとおり
- (3) 修了者の単位型研修会の修了状況：別添2のとおり
- (4) 修了者の所属・所属科及び氏名を公開することについての本人確認に基づく可否：別添3のとおり

緩和ケア研修会標準プログラム

緩和ケア研修会の内容及び構成については、以下に定める。なお、一般型研修会及び単位型研修会の選択については、それぞれの利点があることから、都道府県と協議し、開催方法を選択すること。

(1) 一般型研修会を実施する場合について

緩和ケア研修会を実施するに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。また、研修内容の順序については、特に制限するものではないが、研修が効果的に行われるように配慮すること。

- ①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について
- ②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について：90分以上
(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること)
- ③がん疼痛についてのワークショップ：180分以上
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。
ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方
イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)
- ④呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと)
- ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて
- ⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)
- ⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)
- ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習)(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)：90分以上
- ⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実践について
- ⑩その他

研修会企画責任者は、次に掲げる項目から、参加者の特性や地域の状況を踏まえつ

つ学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。

- ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）
- イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）
- ウ 社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）
- エ 家族のケア
- オ がん体験者やケア提供者等からの講演

（2）単位型研修会を実施する場合について

単位型研修会の1単位については、1.5時間以上とし、8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

また、未修了者が旧開催指針に基づいて取得した単位については、本開催指針の中で既に取得した単位と異なる研修内容の単位と合わせて計8単位以上の研修を修了することにより、緩和ケア研修を修了するものとする。

都道府県は、各単位の内容を定めるに当たっては、次に掲げる内容を必ず含むこと。研修が効果的に行われるように配慮した上で、各単位の内容を定めること。

- ①苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について：0.5単位以上
- ②がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について（放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること）：1単位以上
- ③がん疼痛についてのワークショップ：2単位以上
ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。
 - ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方
 - イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習（「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等）
- ④呼吸困難、消化器症状等の疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて（治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含む）：0.5単位以上
- ⑤不安、抑うつ及びせん妄等の精神症状に対する緩和ケアについて：0.5単位以上
- ⑥患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：0.5単位以上
- ⑦がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：0.5単位以上
- ⑧がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ（ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習）（がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと）：1単位以上
- ⑨がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアについて：0.5単位以上

⑩その他

都道府県は、次に掲げる項目から地域の状況を踏まえつつ、学習項目を選択し、研修内容に取り入れること。

- ア 身体的苦痛の緩和（倦怠感、食欲不振等）
- イ 精神心理的苦痛の緩和（不眠等）
- ウ 社会的苦痛の緩和（就業や経済負担等）
- エ 家族のケア
- オ がん体験者やケア提供者等からの講演